

## 「令和7年度埼玉県食品衛生監視指導計画（案）」に関する意見

2024（令和6）年12月23日

埼玉県消費者団体連絡会

埼玉県および関係者の食の安全確保に向けた取り組みに敬意を表します。

公表されました「令和7年度埼玉県食品衛生監視指導計画（案）」について、食の安全を確保する取り組みを進める立場から、埼玉県消費者団体連絡会として意見を表明します。

### 1. 食中毒の防止について

- (1) カンピロバクター、ウェルシュ菌、サルモネラ菌など近年発生している食中毒事故の傾向を踏まえ引き続き対策を進めてください。猛暑や夏季の長期化、また食品の流通量が増加する年末に向けて、注意喚起や集中的な監視を強めるようお願いいたします。
- (2) 規模の大きい事業者においては広域的な食中毒事故が発生するリスクがありますので、必要な注意喚起をお願いいたします。
- (3) いわゆる「健康食品」については、計画にあるように製造施設の現場における衛生管理の実態確認を進めてください。また、虚偽誇大広告を禁止している「健康増進法」や、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」など他の部局に関わる課題もあるため、庁内連携による監視や対応を進めてください。
- (4) いわゆる「健康食品」も含め、県民・消費者が食品表示や異変に気付いた場合の相談・通報の窓口等の連絡先の周知を強めてください。
- (5) 自主回収の運用が変わり、自主回収事案が増加していますが、消費者（利用者）が気づかなければ回収にはつながりません。県民・消費者向けの情報提供のあり方・方法について検討してください。
- (6) 食品ロス削減との関連で、今後、食品のお持ち帰りが増加していく可能性があります。家庭内に起因する食中毒を防止する観点から、お持ち帰り食品の取り扱いの注意点、異変があったときの対応等の周知をお願いいたします。
- (7) コロナ禍が収束して、2024年は多くのイベントが再開されています。全国植樹祭に限らず、イベント時の食品の安全確保について注意喚起や必要な監視をお願いいたします。

### 2. 県民参加・リスクコミュニケーション

- (1) 機能性表示食品を含むいわゆる「健康食品」については、誇大と思われる広告が大量かつ長期にわたり続いているため、間違った認識が県民・消費者に浸透していると考えられます。適切な情報の、継続的な発信をお願いいたします。
- (2) 埼玉県消費者団体連絡会の構成団体のひとつである生協の商品検査施設では、学校など教育機関の協力を得て、年間5000人を超える児童生徒が見学や体験企画に参加しました。県民・消費者が食品の安全について学べる県内の施設情報の提供をお願いいたします。

### 3. 監視指導体制の確保について

- (1) 施策の柱であるHACCPの推進について、法改正により新たに対象となった施設への監視指導、中小事業者への導入・定着、講習会等の実施が適切に実施できるよう、必要な体制確保をお願いいたします。
- (2) 所沢市に保健所ができることを歓迎します。鳥インフルエンザウイルスをはじめ様々な感染症の流行・拡大への警戒が続きますが、未然防止と事故対応が速やかに行えるよう、保健所や庁内の体制確保、そのための予算の確保をお願いいたします。